

# 討 議 資 料

## 県連協の組織強化 = 常勤の専従職員複数化のために ～ 「県連協会費値上げ」討議のお願い ～

今年5月の埼玉県学童保育連絡協議会総会（以下、県連協）にて、来年度から、県連協の組織強化を図るための専従職員の複数化と、それに伴う県連協会費の値上げを実施することを提案しました。

県連協では現在、専従職員として、常勤職員1人+パート1人(+バイト1人)を配置して事務局の仕事をしています。県連協に初めて専任の常勤・専従職員を配置したのが1981年度(1982年度からパート1人を加配)。以降、現在の体制できていますが、運動の広がりによって、常勤1人は限界にきています。そこで、県連協組織強化、常勤の専従職員複数化、それに伴う会費値上げについてご理解いただきたく本資料を作成しました。

県連協の加盟の基礎単位は、各学童保育(保護者会)です。地域連絡協議会等の組織があるところは、そこを通じて加盟している形となっています。

今回の提案を、2月の代表委員会(総会に次ぐ決議機関)で討議し、5月の総会で決定したいと考えています。お忙しい時期かと思いますが、父母会・連絡協議会・指導員会等で積極的にご討議いただきたいと思います。

地域連協等で討議する際には説明におうかがいしますので、ご連絡下さい。また、質問・意見は随時、県連協事務局までお寄せ下さい。(2005年10月20日)

1. 今こそ求められている県連協の強化～学童保育をめぐる情勢と課題	1
2. 埼玉県連協が果たしている役割と成果	2
3. 専従事務局職員が果たしている役割と仕事、現状	7
4. 専従職員複数化が果たされたら～さらなる活動充実の可能性～	10
5. 専従複数体制実現のための予算と会費値上げの提案	12
*資料 新会費と会費総額 / 2010年度を見越した県連協の財政試算	14
6. 県連協会費値上げについてのQ & A	16

### 埼玉県学童保育連絡協議会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-1005

TEL048(644)1571 FAX048(644)1572

[http://www.geocities.jp/saitama\\_gakudou/](http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/) e-mail ; [gakudoust@yahoo.co.jp](mailto:gakudoust@yahoo.co.jp)

この討議資料は県連協HPでも閲覧できます

## 1. 今こそ求められている県連協の強化 ～学童保育をめぐる情勢と課題

### (1) 「三位一体改革」等、自治体の裁量が大きくなる流れ

今日、福祉予算を削減し、国や自治体の責任を国民の自己責任に転嫁しようとする「社会福祉基礎構造改革」を進める流れがあります。各種補助金の一般財源化を含む「三位一体改革」は、財政難に苦しむ地方自治体に、福祉や教育と言った「百年の計」に類する施策を押しつけ、結果的にそれらの後退をもたらしつつあります。「三位一体改革」の方針をバックに、厚生労働省は、今年2月、学童保育に対する国庫補助を1ヶ所当たり最高で90万円カットする案を提示してきました(その後、撤回される)。

「指定管理者制度」に象徴される「民間委託=安上がりの施策=公的責任の後退・放棄」の動きもいよいよ強まっています。同制度によって昨年からはじめて、学童保育に株式会社も参入し、もうけの対象にされようとしています。

「三位一体改革」の動きに象徴されるように、この間の政策の流れは、自治体に責任を押しつけ、特に、事業の実施主体である市町村の裁量でさせるという方向が強まっています。学童保育の問題に即して言えば、市町村がしっかりと学童保育改善の方針を持たなければ、施策の改悪は容易に進んでしまうということです。

一方で、深刻な少子化に対して社会全体で効果的な策を講じる必要が叫ばれていることも事実です。その一環として、今年度から、すべての自治体で次世代育成支援対策推進法にもとづく「次世代育成地域行動計画」がスタートしています。また、埼玉県は昨年3月、全国に先駆けて「放課後児童クラブ運営基準」を策定し、続いて今年度から「指導員の研修カリキュラムと認証制度の検討」をスタートさせ、県下の学童保育のレベルアップを図ろうと努力しています。

### (2) 県連協の組織強化 = 専従職員複数化を進める必要

以上のように、今日、自治体に確固とした学童保育改善の方針を持たせることが極めて大事になっています。そうした運動を進めていくために、地域連絡協議会や単位学童保育の組織強化が求められているのです。

以下に詳しく述べるように、県連協は今日まで、県内の学童保育の改善に全力を上げてきましたが、今日の情勢に照らしてさらに組織強化を進める必要があります。その一環として専従職員の複数化が緊急に求められています。

## 2. 埼玉県連協が果たしている役割と成果

### (1) 全国トップクラスに位置する埼玉県の学童保育施策

a. 埼玉県連協がつくらせた埼玉県独自の補助制度。

まだまだ不十分ですが、それでも、総額、1ヶ所当たりの単価、共に東京都に次いで日本で第2位です。

厚生労働省の定める1ヶ所当たりの補助金の単価は、2004年度の場合、20～35人の学童保育に対して最高1,508,000（負担割合＝国：：県：市町村＝1/3：1/3：1/3）ですが、埼玉県の場合、民間学童保育について、その上に2,412,000円（負担割合＝県：市町村＝1/3：2/3）を上乗せした額となっています。これが埼玉県独自の補助制度です。

	埼玉県としての 上乗せ補助 2,412,000円
20～35人の学童保育に 対する厚生労働省の補助 1,508,000円	20～35人の学童保育に 対する厚生労働省の補助 1,508,000円
県の単独補助がない他県	埼玉県の場合 計3,920,000円

そもそも、この埼玉県の補助は、県連協創設に携わることになる保護者たちが1972年、その年に誕生した「革新」の県知事に対して「学童保育への補助金」を要望したことによって実現したものです。

\* 補助総額の推移 1973年（県連協発足）、1981年（専従配置）、2005年度

年度	1973年度	1981年度	2005年度
総額	581万円	1億4,601万6千円	13億5,938万3千円
伸び	100	2,500	23,397

b. 他県に先駆けて障害児加配、障害児学童保育への補助を実現

毎年、県連協として予算要望活動を展開しています。その成果として、

1986年度には、障害児のいる学童保育への補助を開始しました。

「低学年の障害児5人以上入所させている学童保育に対して」指導員人件費補助を加算。

その後、対象児童数は「4人」「3人」「1人」に改正されました。

1988年度には、「養護学校学童保育」（その後「養護学校放課後児童対策事業」と名称変え）施策を開始。2005年度から「通常学校の障害児学級児童」も対象に改善。

c. 施策や補助金の他にも、様々な支援を実現させてきました

具体的な施策以外に、県連協からはたらきかけによって、県は、市町村に対して様々な指導・支援を行ってきました。また、県議会請願も採択させました。

例えば、

1995年、市町村が県独自補助から国庫補助に切り替える場合、当該学童保育に対する補助基準額が下がること（3,991,000円から3,644,000円へ347,000円マイナス）を戒める課長通知を出させました。

2005年2月28日、国は、2005年度の補助について、「三位一体改革」による補助金改革の影響を受けて、学童保育に関する各種の加算措置を廃止する方針を示しました。それに従えば「大規模」「時間延長」「障害児受け入れ」「土日祝日開設」等の加算を得ていたクラブは、1ヶ所当たりで「最高90万円」もの補助金削減となってしまうことになりました。

埼玉県当局は、私たちの要請を受けて、早速、3月2日に厚生労働省へ抗議に赴きました。全国連協のとりくみ、国会質問などのとりくみもあり、結果的には、加算措置は残され、ほぼもとの額が維持されることになりました。

d. 全国に先駆けて“学童保育の最低基準”＝「運営基準」をつくらせる

極めつけは、昨年3月、全国に先駆けた「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」の策定です。事前に出された「案」に対し、地域からの意見・要望も集めて「私たちの要望」として県連協に届け、よりよい内容とすることができました。

全国に同種の基準を持つ自治体がたった45。その中には「便所を設けること」「ロッカーを備えていること」の1行のものもあります。埼玉県の「運営基準」は、A4版77ページ、内容においてもボリュームにおいても最高のものを作らせることができました（もちろん改善すべき点があります）。現在、県はこの「運営基準」にもとづいて市町村に改善を呼びかけています。

e. 今年度から、これも全国初、県が県連協と共同で「指導員の研修カリキュラムと認証制度」の研究をスタートします

県連協の専従職員も審議会の委員として参画して今年2月、埼玉県の次世代行動計画＝「子育てコバトンプラン」が策定されました。同「プラン」に、これも全国で初めて「指導員研修カリキュラムや指導員の認証制度の検討」を明記させました。9月から、埼玉県と県連協と埼玉大学とで研究会をスタートさせます。

## ( 2 ) 指導員の力量向上のとりくみ～研修の体系的な実施

施策改善と並んで、県連協の大きな活動の柱の1つは、指導員に対する体系的な研修の実施です。学童保育の発展のカナメは指導員です。子どもと親の立場に立つ専門的技量のある指導員が息長く働き続けることです。

県連協は、兄弟組織である「埼玉県学童保育指導員連絡協議会」と共同しながら、指導員の資質と技量の向上を目的に研修を実施し、その体系化を進めてきました。

a . 指導員を対象とした以下の研修会を定期的開催しています

5月＝研究集会      6月＝基礎講座      10ないし11月＝指導員学校 県と共催

3月＝実践交流会      3月＝新人研修会

b . その他、状況に応じて必要な研修会をつくってきました

上の「新人研修会」は、「新年度から働く指導員を対象にした研修会は5月の研究集会では遅い」という議論を経て、2000年度から開始してきたものです。

また、障害児受け入れを促進するために、より専門的な研修が必要という議論を経て、2001年度から日曜日を2日使って行う「集中講座・障害児の生活づくり」を開始しました。

c . 「指導員の研修カリキュラム」の作成と提示

1997年4月から学童保育法制化がスタートして学童保育が社会的認知を得つつある中で、「私たち自身が指導員の資格・専門性・研修の体系化についての一定の考えや内容をまとめて提示することが必要」という認識から、2000年6月「学童保育指導員のカリキュラム案とテキスト案」を策定しました。

これまで実施されてきた指導員を対象とした研修会を体系づけて、これらを履修することで指導員の資質と技量を高めることを促そうと考えたものでした。

## ( 3 ) その他の県連協の主な活動

a . 毎年5月、すべての自治体に依頼して、学童保育実態調査を実施しています

b . 当面している大事な課題について研究・討議を行っています

毎年9月に合宿研究会を開催しています

今年度は、「指導員研修カリキュラムと認証制度づくり」「保育指針づくり」「大規模学童保育の問題」「指定管理者制度」について討議しました。

その他、県連協の諮問機関である専門委員会を中心に研究・討議を行っています。

今年度は、

公立公営委員会にて、指定管理者制度について情報収集と学習を行っています。

労働条件改善委員会にて、指導員のモデル就業規則づくりを行っています。

保育指針検討委員会にて、学童保育の保育指針づくりを行っています。

こうした研究の成果を、冊子にまとめています。

c . 方針にもとづいて効果的に活動を進めるために必要な会議を開催しています。

総会      代表委員会（年5回）

沿線ブロック（5沿線ブロック＋障害児学童保育ブロック）

専門委員会（別項）

d . 県連協の活動を会員に知らせるために情報・宣伝活動を行っています

全世帯を対象に『埼玉の学童ほいく』（年4回）を発行

各学童保育に『事務局ニュース』（随時、昨年度は12号）を発行

昨年度から県連協のホームページを開設しました。

[http://www.geocities.jp/saitama\\_gakudou/](http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/)

埼玉県行政や全国連協、全国各地等の必要な情報も、適時お伝えしています。

e . 指導員の雇用・労働条件改善のために学習会等を行っています

11月＝労働問題基礎講座      1月＝指導員の労働条件を考える一日学習会

今年度は、これらに加えて「モデル就業規則」（仮称）を作成するべく討議しています。

f . 障害児受け入れ促進のために学習会等を開催しています。

2000年度から専門委員会を設けて討議しています。集中講座を開催しています

g . 障害児学童保育の改善

障害児学童保育ブロックとして毎月、定例会議を開催

障害児学童保育ブロック独自の県交渉を実施

全国組織（障害児の放課後保障全国連絡会）への参加、事務局の一員として活動

h . 分野別専門委員会の開催

学習・研究委員会      県連協主催の研修会の内容づくり

指導員の労働条件改善委員会      必要な学習会の開催、

公立公営委員会      公立公営の特有の問題を討議・研究

障害児問題専門委員会      障害児受入促進を目標とした様々な活動

保育内・保育指針専門委員会      保育指針素案の作成

i . 関係団体（全国学童保育連絡協議会を除く）への参加・共同

埼玉県学童保育指導員連絡協議会      一番、身近なパートナー

加盟団体      ・保育問題協議会      ・母親大会連絡会      ・住民大学実行委員会

・障害児学童保育ブロックとして「障害児の放課後保障全国連絡会」へ加盟

その他、私立保育園連盟等、関係団体・組織と連携



- チラシの作成（4,000枚） 県庁その他に後援をとりつける。
- 2 チラシの内容をつくり、レイアウトし、版下を作成し、印刷。
  - 3 県連協加盟地域に送付。参加要請文を添付し、すべての市町村にも送付。

申込みを受け付ける。郵便振替ないし現金書留にて受け付ける。その会計処理。もちろんキャンセルなどの場合、返金。

- 2 名簿として作成。事前受付名簿、地域別にソート、当日名簿。

集会資料の冊子の作成（200ページ）。基調報告 / 地域連協からの報告 / 関連資料

- 2 基調報告は、運営委員会で討議する。その素案を作成・提示。
- 3 地域連協からの報告は地域に依頼。依頼文 依頼文の作成・送付。届かない場合、催促の連絡。
- 4 手書きの書類はワープロで打ち直し。
- 5 関連資料は、事務局で判断。県との関係資料は県庁から取り寄せる。全国連協関連は全国から取り寄せる。県連協作成資料は、作成、ワープロ打ち。

講師関連の書籍販売の手配。3～5の出版社とやりとり。書籍を送ってもらう。

- 2 研修会后、売り上げ分を納入。残本は返品。

研修会当日の事務 会場設営 / 受付 / 書籍販売 / 弁当券配布 / 講師・司会などと打ち合わせ / 会場片付け これらは運営委員にお手伝いいただいています。

当日、遅れている講師とやりとり、会場からの苦情・連絡への対応（当日の印刷、病人が出た等）など細かな事務。

研修会後の事務

- 2 研修会のまとめの討議のために 運営委員会、学習研究委員会に資料提供
- 3 そのために、アンケートの集計
- 4 全体会講師の話のテープ起こし
- 5 分科会記録者から分科会報告をいただく。届かない場合は催促もする。

県連協主催の行事はおよそ10あります。すべてにこのような事務が伴う訳ではありませんが、いずれの行事・事業についても専従事務局職員が中心に作業を進めることとなります。

## （2）専従職員の給与と労働条件

県連協としては、専従職員の任務に対応した安定した労働条件の確保が必要という認識から、県域で働く労働者ということで、2003年度までは、給与については県庁の一般職員（短大卒初任給から開始）を参考にしてきました。2004年度以降は、現在の新しい給与表にしています。このことにより、年収ベースで、04年度で43万円、05年度で52万円の給与減となりました。

「現専従も含めて、現場の指導員さんに比べて給与が高すぎるんじゃない？」という意見があります。

私たちは、指導員さんにしっかり生活していけるだけの給与を出せているのでしょうか？

多くのクラブでカツカツの運営状況の中、やむを得ず指導員の給与やボーナスを削らざるを得ない状況にあります。3年以内に辞めていかざるを得ない多くの若い指導員たちに、「しっかり生活給を出し、長く勤めてもらえるよう国、県、市町村に働きかけていく」ための運動の基盤を支えるのが県連協です。まず、長～く県連協の屋台骨を支えてくれる人のために、生活給として最低限必要な額をみんなで保障していくべきだと考えています。

## （3）労働実態と業務のほころび

a．現専従の労働条件悪化 大幅な時間外労働

2004年度総会で、新たに事務局勤務規程を作りました。そこでは、労働時間等について勤務時間は、始業午前9時30分、終業午後6時、週の労働時間は38時間45分。時間外労働の上限を月40,000円の範囲内とする 給与の時間単価は、2,377円の1.25倍で2,971円なので、13.5時間以内

休日出勤を命ずる場合は、代休を保障する 等と規定しました。

しかし、実際の仕事時間は、2004年4月から7月までの3ヶ月を例にとると、時間外労働時間は366時間にのぼってしまいました。これを1年間に換算（8月を除いた11ヶ月で）すると、年間1,007時間となります。週38時間45分×52週=2,015時間が年間の所定内労働時間ですから、1人の専従職員に土日も含めて1.5人分の労働を強いていることとなります。

b．業務のほころび（2004年度の実例）

労働加重は業務のほころびとして表面化してきています。

今年1月の指導員学校の際には、外部講師をダブルブッキングしてしまいました。

また、多岐にわたる会議・行事等の準備がこなせないまま、当日を迎えることも少なくありません。

c．本来（従来）専従職員が担う業務の一部を保護者役員が肩代わり

専従職員が本来、行うべき仕事の一部が、保護者役員が担わざるを得ない状況もあります。昨年度も、事務局ニュースの一部や運営基準活用の手引き等の作成は役員が行いました。HPの管理・更新も役員が行っています。

以上のように、専従職員1人体制は限界に来ていることは客観的事実です。

## 4．専従複数化が果たされたら ～さらなる活動充実の可能性～

### (1) 当面している、緊急を要する課題への対応 + 新たな課題への対応ができるようになります

#### a．当面している課題、緊急を要する課題への対応

学童保育運動が当面、解決を急がなくてはならない課題は多数あります。

例えば、大規模学童保育が急増している中で分離・独立を進めていくこと。障害児受け入れの希望が急増している中で、県内のどこの学童保育においても受け入れを進めるために必要な条件整備を進めること。制度の未整備な障害児学童保育の施策改善も。

制度・施策をめぐる問題では、管理委託・業務委託の別を問わず、現在、「指定管理者制度」が広がりつつあります。制度そのものの分析、具体的な対応など、緊急の課題となっています。また、「市町村合併」はまだまだ進行しつつあります。合併を前にどのように対応していくかは当該地域にとって大きな問題です。

#### b．新たな課題への対応が求められています

向こう数年の間に、県連協として、昨年3月に策定された「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」をさらに見直し・改善を提案していく必要があります。

今年度から、埼玉県と県連協とで「指導員の研修カリキュラム、認証制度の検討」がスタートしました。全国初の大仕事です。県連協として、指導員の資質向上に真に役立ち、社会的認知を得られるものとして形作っていく必要があります。

また、県連協内部で作成を進めている「学童保育の保育指針」づくり、「指導員モデル就業規則」づくりも新たな重要な課題です。

### (2) 地域連協等へのより細かな支援ができるようになります

#### a．市町村連協、単位クラブの活動支援

現在も市町村への要求や政策づくり、行政交渉の進め方等について、地域連協や個別クラブから県連協へ相談が持ち込まれています。そうした相談に対してより細かに乗ることができるようになります。

#### b．指導員連絡協議会への支援（会議への参加、資料の提示など）

指導員連絡協議会は 指導員の資質向上 労働条件の改善、社会的地位の向上 県内の指導員の組織化を目標に、県連協と連携した運動を進めています。

学童保育の発展にとって指導員はカナメ中のカナメ。指導員連協への会議に定期的に参加し、資料等も提供し、活動の促進、組織強化を支援できるようになります。

#### c．障害児学童保育ブロックへの支援

障害児学童保育は急速に増え、現在25ヶ所（加盟23ヶ所）。養護学校等の児童・生徒を主体とした独自の課題を持つ事業体ですが、現在、県連協の1つのブロックに位置づけて活動をしています。また、全国組織「障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（略称:全国放課後連）」にも加盟し、事務局員も派遣し重要な役割を果たしています。

事業体として施設整備、指導員の労働条件の整備、保育指針等の保育内容の充実などの課題に当面しています。全国的には、充実した制度・施策の確立、自治体施策・補助の実施・改善、組織化などの課題があります。

そうした課題に対してより細かな対応ができるようになります。

### (3) 県連協の組織強化のとりくみが細かにできるようになります

#### a．地域組織づくりへの支援と加盟増へのはたらきかけ

県連協への加盟への母体は単位学童保育の保護者会（父母会）です。民間・共同学童保育の大半は加盟していますが、公立学童保育の多くは保護者会などの基礎組織がそもそもない所が少なくありません。「運営基準」も保護者会（父母会）づくりを促しています。県連協として、未加盟の地域の状況を把握して、保護者会づくり、地域連絡協議会づくりを支援していきます。同時に、県連協加盟をお願いしてきます。

#### b．『日本の学童はいく』誌の普及拡大

県連協としては、地域・学童保育に『日本の学童はいく』誌の“全員購読”をお願いしています。埼玉県の『日本の学童はいく』誌の部数は全国最高ですが、地域ごとに見ると、県連協に加盟している学童保育であっても、「役員だけ購読している」「指導員だけ購読している」「まったく購読していない」実態もあります。

こうした地域・学童保育に対して「普及拡大ニュース」の発行等、こまめな販売促進活動を行うことができるようになります。

2005年度は約9000部で、収入が約800万円。1000部増誌になれば、90万円の増収となります。

#### c．HPの充実による迅速かつ的確な情報発信

昨年から開設した県連協ホームページ（HP）は担当役員の努力もあり、内容は充実したものになっており、大変好評です。HPを見て県連協に相談してくる県民、学童保育関係者も多数いらっしゃいます。今後、より双方向性を持たせる、主要な資料の掲載など、より迅速かつ的確な情報発信が可能となります。

(4) 専従職員の時間外労働時間の縮小を図ることにより、よりていねいな対応が可能となります

複数化することによって、夜間の会議出席の軽減、土日の出張の分担等が図られ、労働条件の改善が進むことによって、よりていねいな対応が可能となります。

(5) NPO法人格取得した場合、その事務も加わるようになります

県連協としてNPO法人格を取得する件について、取得の意義を議論して、5月の総会までに結論を得ることになっています。NPO法人格を取得すれば、それに付随する事務が増えることになり、それも専従職員の仕事となります。

## 5. 専従複数体制実現のための予算と 会費値上げの提案

(1) 県連協の予算構成と専従職員複数化に必要な財源

2010年度まで見通した検討をしました。

専従職員は、「即戦力」を期待して、10年目の経験者の給与で計算しました。

	2005年度	2010年度	
収入		収入は同額。会費据え置き	
会費	716万	716万	
事業収入	245万	245万	
雑誌還元金	809万	809万	
雑収入	10万	10万	
基金会計	50万		基金会計は入れない
	1830万	1780万	
支出			
人件費	1032万	1632万	
活動費	342万	370万	
事務局費	312万	312万	
渉外費	12万	12万	
家賃等	128万	128万	
予備費	30万	30万	
	1830万	2484万	

2010年度の収入1780万 - 支出2484万 = -704万。つまり、704万円の増収が必要です。(詳しくは別紙資料)

(2) 新しい会費制度として1世帯月額、最高90円を提案します

現在の会費収入716万に、必要な増収704万を加えた1,420万を確保する必要があります。今回の会費制度は以下のように変えることを提案します。

- a. 現在の児童当たりの積算から、世帯当たりの積算を基本とするように変える
- b. 世帯当たりを基本とはするものの、会費の算出が煩雑となることから、「10世帯毎で区切り」、かつ、「クラブ単位でいくら」というふうに変える
- c. 現行会費から大幅増なることを避ける意味と、「大規模化は好ましくない」という意味を込めて、61以上のクラブについては会費は同額とする
- d. 14世帯以下のクラブについては、負担増を勘案して、据え置きとする
- e. 会費収入として1,420万円を確保するために、1世帯で計算して、最高で1世帯、月額90円と定める

以上のことをふまえて 会費を下記の通りに決めました。

各ランクで世帯数の最低数に90円を乗じ、かつ、1000円未満は切り捨てています。例えば、21~30世帯であれば、21世帯 \* 90円 \* 12月 = 22,680円 22,000円 ですから、30世帯の場合、22,000円 ÷ 12月 ÷ 30世帯 = 61円の会費負担となります。

現行会費(年額)		新会費(年額)		差	
児童数	現行会費(円)	世帯数	新会費(円)	差額(円)	倍
~14	8,000	~14	8,000	0	1.00
15~20	12,000	15~20	16,000	4,000	1.33
21~30	16,000	21~30	22,000	6,000	1.38
31~40	19,000	31~40	33,000	14,000	1.73
41~50	22,000	41~50	44,000	22,000	2.00
51~60	22,000	51~60	55,000	33,000	2.50
61~	22,000	61~	65,000	43,000	2.95

資料 2010年度を見越した県連協の財政試算

【参考】専従職員を配置している他の都道府県の会費

それぞれの組織の活動状況や組織の大きさなども関係するため、会費のみでは比較できないことは前提とした上で、調査した範囲での年間会費は以下の通りです。

都道府県	年間1世帯	
埼玉県(専従1+パート)	536~800円/児童	
京都府(専従1+パート)	960円	
石川県(専従1+パート)	3,000円	
大阪府(専従2+パート)	800円	保育団体と合同の雇用
群馬県(専従1)	7,200円	
岩手県(パート)	750円	
札幌市(専従1)	3,600円	
横浜市(専従1+パート)	3,000円	
名古屋市(専従1)	3,000円	

資料 新会費と会費総額